

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成22年1月14日
【四半期会計期間】	第23期第1四半期（自平成21年9月1日至平成21年11月30日）
【会社名】	株式会社 マルマエ
【英訳名】	Marumae Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 俊一
【本店の所在の場所】	鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番41
【電話番号】	0996 - 64 - 2900
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 藤山 敏久
【最寄りの連絡場所】	鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番41
【電話番号】	0996 - 64 - 2900
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 藤山 敏久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第1四半期 累計(会計)期間	第23期 第1四半期 累計(会計)期間	第22期
会計期間	自平成20年 9月1日 至平成20年 11月30日	自平成21年 9月1日 至平成21年 11月30日	自平成20年 9月1日 至平成21年 8月31日
売上高(千円)	494,605	219,818	2,007,123
経常損失() (千円)	84,725	104,547	500,872
四半期(当期)純損失() (千円)	52,655	105,496	700,941
持分法を適用した場合の投資利益(千円)			
資本金(千円)	507,400	508,250	507,500
発行済株式総数(株)	18,506	18,540	18,510
純資産額(千円)	1,279,466	517,983	621,980
総資産額(千円)	4,826,986	3,418,752	3,575,164
1株当たり純資産額(円)	68,629.94	27,938.72	33,602.39
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	2,845.34	5,699.11	37,876.44
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)			
1株当たり配当額(円)			
自己資本比率(%)	26.3	15.2	17.4
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	283,533	25,820	496,259
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	502,133	2,241	605,518
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	637,678	96,018	325,140
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	189,990	678,732	575,724
従業員数(人)	95	94	100

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等が含まれていません。

3. 第22期第1四半期累計(会計)期間、第22期及び第23期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年11月30日現在

従業員数(人)	94	(18)
---------	----	------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、当第1四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間の生産実績を製品分野別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	前年同四半期比(%)
精密切削加工事業 小計(千円)	210,119	76.6
液晶製造装置関連部品(千円)	115,132	63.7
太陽電池製造装置関連部品(千円)	25,302	100.7
半導体製造装置関連部品(千円)	59,132	97.1
その他(千円)	10,552	140.8
装置組立事業 小計(千円)	-	-
液晶製造装置(千円)	-	-
太陽電池製造装置(千円)	-	-
合計(千円)	210,119	43.5

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期会計期間の受注状況を製品分野別に示すと、次のとおりであります。

区分	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
精密切削加工事業 小計	220,734	108.3	90,000	34.5
液晶製造装置関連部品	126,491	105.9	67,928	32.5
太陽電池製造装置関連部品	18,010	192.3	876	5.6
半導体製造装置関連部品	62,860	98.6	15,402	49.5
その他	13,372	120.2	5,792	112.3
装置組立事業 小計	62,637	471.7	143,698	10.9
液晶製造装置	62,637	758.0	62,637	452.8
太陽電池製造装置	-	-	81,061	6.2
合計	283,372	130.6	233,698	14.8

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を製品分野別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	前年同四半期比(%)
精密切削加工事業 小計(千円)	219,818	71.0
液晶製造装置関連部品(千円)	123,571	60.5
太陽電池製造装置関連部品(千円)	25,302	101.7
半導体製造装置関連部品(千円)	58,935	93.9
その他(千円)	12,009	67.7
装置組立事業 小計(千円)	-	-
液晶製造装置(千円)	-	-
太陽電池製造装置(千円)	-	-
合計(千円)	219,818	44.4

(注) 1. 前第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間の主要な輸出先及び輸出版売高及び割合は、次のとおりであります。

なお、()内は総販売実績に対する輸出版売高の割合であります。

輸出先	前第1四半期会計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)		当第1四半期会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
アメリカ	176,417	100.0	11,279	100.0
合計	176,417 (35.7%)	100.0	11,279 (5.1%)	100.0

2. 前第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)		当第1四半期会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
エーケーティー株式会社	79,799	16.1	32,189	14.6
ワイエイシー株式会社	27,219	5.5	29,101	13.2
日本発条株式会社	14,035	2.8	28,060	12.8
AKT America, Inc.	176,417	35.7	11,279	5.1

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、輸出と生産は持ち直し、設備投資は下げ止まりつつあるものの、企業収益においては緩やかながらも減少が続いています。また、個人消費は持ち直しの動きが続いていますが、雇用情勢は依然として厳しい状況にありました。

太陽電池業界では、欧州における景気の先行き不安感の後退を背景として、ドイツ市場を中心に太陽電池の需要が急回復してきました。中国においても同国太陽電池メーカーの育成及び原油依存度抑制を目的に政策需要が高まりつつあり、日本市場も住宅向け太陽光発電システムが拡大しました。しかしながら、米国においては太陽光発電の普及促進の有効な政策補助もなく市場は停滞しました。FPDパネル業界では、中国と日本市場を中心とした薄型テレビ需要増加により低迷していた設備投資増加の動きが顕著となりました。なお、当初想定では韓国と台湾を中心に投資される見通しであった液晶工場が、中国本土への工場建設に変更されるなど、需要地としての中国を意識した変化が出始めました。半導体業界では、需給改善により各種半導体価格が回復し各メーカーの損益状況も改善し始めました。また、半導体製造装置業界でも、台湾向けを中心に設備投資が急回復した他、各国で新たな需要が出始めました。

このような経済環境の中、当社におきましては、装置組立事業では太陽電池分野の低迷が続きながらもFPD分野において製造装置の新規受注がありました。精密切削加工事業の太陽電池分野では、国内複数メーカー向けの試作品を受注しました。FPD分野では、海外液晶製造装置メーカー向けの部品の生産が進み、四半期単位で過去最高であった前年同期の4割まで回復しました。半導体分野では、各メーカーの稼働率回復と製造装置メーカーの受注回復に伴い前年同期比で増加いたしました。

利益面につきましては、経営改善計画の実施をはじめとする固定費削減と製造拠点の再配置も含めた効率化に取り組みましたが、売上高の低迷で営業損失を計上いたしました。また、円高に伴う決済用外貨預金を主因とした為替差損が13百万円発生しました。

利益面につきましては、経営改善計画の実施をはじめとする固定費削減と製造拠点の再配置も含めた効率化に取り組みましたが、売上高の低迷で営業損失を計上いたしました。また、円高に伴う決済用外貨預金を主因とした為替差損が13百万円発生しました。

これらの結果、当第1四半期会計期間の業績は、売上高は219百万円（前年同四半期比55.6%減）、営業損失は60百万円（前年同四半期は営業損失128百万円）、経常損失は104百万円（前年同四半期は経常損失84百万円）、四半期純損失105百万円（前年同四半期は四半期純損失52百万円）となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比べ103百万円増加し、678百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、25百万円の収入（前年同四半期は283百万円の支出）となりました。これは主に、増加要因として、減価償却費83百万円、売上債権の減少額160百万円及び未収消費税等の減少額17百万円、減少要因として、税引前四半期純損失104百万円、たな卸資産の増加額5百万円、仕入債務の減少額150百万円、法人税等の支払額2百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、2百万円の支出（前年同四半期は502百万円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出2百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、96百万円の収入（前年同四半期は637百万円の収入）となりました。これは主に、運転資金として調達した短期借入による収入300百万円並びに短期借入金の返済による支出100百万円及び長期借入金の返済による支出104百万円によるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社は、景気最悪期を乗り切り、今期以降の収益確保を可能にする事業体制とコスト構造を実現するため、「経営改善計画」を実施しております。「経営改善計画」の詳しい内容は、平成21年4月8日開示の「平成21年8月期 経営改

善計画の策定に関するお知らせ」をご参照ください。現在の「経営改善計画」の進捗につきましては、下記の通りです。

人件費等経費の削減による固定費の圧縮

従業員の給与調整措置は、前事業年度から引き続き、当第1四半期会計期間末まで実施しておりましたが、当第1四半期会計期間において、半導体分野での受注が増加し、今後も継続するとの見通しに至ったため、平成21年12月より解除しております。なお、役員報酬の減額措置は、前事業年度より引き続き実施しております。

生産管理の強化による原価低減

今後の熊本事業所における採算性を改善するため、熊本事業所の従業員を本社へ一時的に異動し、本社での教育・訓練及び能力開発を実施しました。

装置組立事業と精密切削加工事業の生産管理担当者に対してOJTによる教育・訓練を行い、生産管理手法の標準化と生産管理業務の効率化を図りました。また、熊本事業所と本社の加工者が同一のワークグループ内で加工作業を行うことにより、技術交流による能力開発を推進しました。

営業力の強化と情報のデータベース管理の強化

営業担当取締役を関東事業所に常駐させ、関東地区を中心に営業活動を強化いたしました。また、全社の営業情報はデータベースにより一元管理し、営業情報を共有しながら、事業所単位にとられない全社営業を行いました。新規顧客からの受注拡大のため、量産製品につながる開発案件を積極的に受注し、今後の量産案件につながる受注活動を行いました。これらの結果、当第1四半期会計期間において、新規顧客の受注比率は顧客全体の約11%となっています。

(4) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発活動の金額は、223千円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備の異動はありません。

なお、熊本事業所において、教育・訓練のため、平成21年9月1日より6ヶ月の予定にて稼働を休止しておりますが、同事業所の切削加工事業は、平成22年1月より稼働を再開しております。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	73,840
計	73,840

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年1月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,540	18,540	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	18,540	18,540	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年1月1日から、この四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年10月25日定時株主総会決議

a) 第1回新株予約権(平成16年10月25日取締役会決議に基づく発行)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	420
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	840
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	自:平成18年10月26日 至:平成26年10月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、平成16年10月25日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、完全親会社に新株予約権を承継することができる。

ア) 承継する新株予約権の目的となる株式の種類及び数

完全親会社の普通株式とし、当社普通株式1株当たりの完全親会社の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。

イ) 承継する新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継後払込価額} = \text{承継前払込価額} \times \frac{1}{\text{当社普通株式1株当たりの完全親会社の割当比率}}$$

ウ) 承継する新株予約権の行使期間は、上記表中の期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、株式交換又は株式移転の効力発生日から上記表中の期間の満了日までとする。

エ) 承継する新株予約権の行使の条件については、注3と同様の定めをおくものとする。

オ) 承継する新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要する。

6. 退職等により権利を喪失した従業員の新株予約権の個数は除外しております。

b) 第2回新株予約権(平成17年6月15日取締役会決議に基づく発行)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	104
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	208
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	自:平成18年10月26日 至:平成26年10月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価額 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、平成17年6月15日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、完全親会社に新株予約権を承継することができる。

ア) 承継する新株予約権の目的となる株式の種類及び数

完全親会社の普通株式とし、当社普通株式1株当たりの完全親会社の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。

イ) 承継する新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継後払込価額} = \text{承継前払込価額} \times \frac{1}{\text{当社普通株式1株当たりの完全親会社の割当比率}}$$

ウ) 承継する新株予約権の行使期間は、上記表中の期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、株式交換又は株式移転の効力発生日から上記表中の期間の満了日までとする。

エ) 承継する新株予約権の行使の条件については、注3と同様の定めをおくものとする。

オ) 承継する新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要する。

6. 退職等により権利を喪失した従業員の新株予約権の個数は除外しております。

c) 第3回新株予約権(平成17年10月13日取締役会決議に基づく発行)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180,000
新株予約権の行使期間	自:平成18年10月26日 至:平成26年10月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 180,000 資本組入額 90,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、平成17年10月13日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、完全親会社に新株予約権を承継することができる。

ア) 承継する新株予約権の目的となる株式の種類及び数

完全親会社の普通株式とし、当社普通株式1株当たりの完全親会社の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。

イ) 承継する新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継後払込価額} = \text{承継前払込価額} \times \frac{1}{\text{当社普通株式 1株当たりの完全親会社の割当比率}}$$

ウ) 承継する新株予約権の行使期間は、上記表中の期間とし、承継時に行使期間開始日が到来しているときは、株式交換又は株式移転の効力発生日から上記表中の期間の満了日までとする。

エ) 承継する新株予約権の行使の条件については、注3と同様の定めをおくものとする。

オ) 承継する新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要する。

平成17年11月19日定時株主総会決議

a) 第4回新株予約権(平成18年1月18日取締役会決議に基づく発行)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	42
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84
新株予約権の行使時の払込金額(円)	210,500
新株予約権の行使期間	自:平成19年11月20日 至:平成27年11月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 210,500 資本組入額 105,250
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合〔新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。〕は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、平成17年11月19日開催の第18期定時株主総会及び平成18年1月18日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

5. 退職等により権利を喪失した従業員の新株予約権の個数は除外しております。

b) 第5回新株予約権(平成18年4月10日取締役会決議に基づく発行)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	26
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52
新株予約権の行使時の払込金額(円)	215,500
新株予約権の行使期間	自:平成19年11月20日 至:平成27年11月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 215,500 資本組入額 107,750
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合〔新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。〕は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、平成17年11月19日開催の第18期定時株主総会及び平成18年4月10日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

5. 退職等により権利を喪失した従業員の新株予約権の個数は除外しております。

c) 第6回新株予約権(平成18年4月25日取締役会決議に基づく発行)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年11月30日)
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	215,500
新株予約権の行使期間	自:平成19年11月20日 至:平成27年11月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 215,500 資本組入額 107,750
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合〔新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。〕は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割若しくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

その他の条件については、平成17年11月19日開催の第18期定時株主総会及び平成18年4月25日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年11月25日 (注)1	30	18,540	750	508,250	750	498,250
平成21年11月30日 (注)2	-	18,540	-	508,250	383,019	115,230

(注)1. ストック・オプションの権利行使

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

払込金総額 1,500千円

2. 平成21年11月28日開催の定時株主総会において、効力発生日を平成21年11月30日とし、資本準備金を383,019,791円減少し、欠損てん補することを決議しております。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式18,540	18,540	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	18,540	-	-
総株主の議決権	-	18,540	-

【自己株式等】

平成21年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 9月	10月	11月
最高(円)	97,000	87,000	80,000
最低(円)	67,500	70,000	64,700

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間（平成20年9月1日から平成20年11月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期累計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間（平成20年9月1日から平成20年11月30日まで）に係る四半期財務諸表及び当第1四半期累計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年11月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	678,732	575,724
受取手形及び売掛金	226,024	386,388
商品及び製品	5 537	7,092
仕掛品	5 64,606	76,029
原材料及び貯蔵品	5 23,341	185
その他	22,937	46,763
貸倒引当金	8,893	8,996
流動資産合計	1,007,286	1,083,188
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2, 6 707,313	2 719,209
構築物(純額)	2, 6 32,182	2 34,253
機械及び装置(純額)	2, 6 935,906	2 999,375
車両運搬具(純額)	6 6,940	7,911
工具、器具及び備品(純額)	6 8,806	9,958
土地	2, 6 520,338	2 520,338
リース資産(純額)	6 22,633	24,025
建設仮勘定	162,102	160,002
有形固定資産合計	1 2,396,222	1 2,475,073
無形固定資産	14,169	15,451
投資その他の資産	4 1,073	4 1,451
固定資産合計	2,411,465	2,491,976
資産合計	3,418,752	3,575,164
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	54,971	205,353
短期借入金	300,000	100,000
1年内返済予定の長期借入金	2 410,820	2 416,020
未払法人税等	1,372	2,343
受注損失引当金	19,000	24,000
その他	68,200	58,810
流動負債合計	854,364	806,527
固定負債		
長期借入金	2 2,028,507	2 2,127,412
その他	17,896	19,425
固定負債合計	2,046,403	2,146,657
負債合計	2,900,768	2,953,184
純資産の部		
株主資本		
資本金	508,250	507,500
資本剰余金	115,230	497,500
利益剰余金	105,496	383,019
株主資本合計	517,983	621,980
純資産合計	517,983	621,980
負債純資産合計	3,418,752	3,575,164

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
売上高	494,605	219,818
売上原価	552,693	220,298
売上総損失()	58,087	480
販売費及び一般管理費	70,683	60,381
営業損失()	128,771	60,861
営業外収益		
受取利息	33	101
為替差益	50,897	-
助成金収入	-	4,881
その他	2,077	361
営業外収益合計	53,008	5,344
営業外費用		
支払利息	8,585	8,296
為替差損	-	13,788
休止固定資産減価償却費	-	21,790
その他	376	5,155
営業外費用合計	8,961	49,030
経常損失()	84,725	104,547
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	111
特別利益合計	-	111
税引前四半期純損失()	84,725	104,435
法人税、住民税及び事業税	1,060	1,060
法人税等還付税額	1,167	-
法人税等調整額	31,962	-
法人税等合計	32,069	1,060
四半期純損失()	52,655	105,496

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	84,725	104,435
減価償却費	127,851	83,962
貸倒引当金の増減額(は減少)	135	111
賞与引当金の増減額(は減少)	6,000	-
受注損失引当金の増減額(は減少)	28,000	5,000
株式報酬費用	3,525	-
受取利息及び受取配当金	33	101
支払利息	8,585	8,296
株式交付費	-	90
為替差損益(は益)	10,397	16,589
売上債権の増減額(は増加)	134,491	160,364
たな卸資産の増減額(は増加)	244,469	5,178
仕入債務の増減額(は減少)	97,515	150,381
未払消費税等の増減額(は減少)	-	4,024
未収消費税等の増減額(は増加)	3,704	17,519
その他	38,278	11,323
小計	228,522	36,962
利息及び配当金の受取額	48	102
利息の支払額	11,859	9,139
法人税等の支払額	43,200	2,104
営業活動によるキャッシュ・フロー	283,533	25,820
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	499,265	2,250
無形固定資産の取得による支出	3,212	-
従業員に対する貸付金の回収による収入	343	-
長期貸付金の回収による収入	-	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	502,133	2,241
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	341,002	300,000
短期借入金の返済による支出	-	100,000
長期借入れによる収入	380,000	-
長期借入金の返済による支出	82,971	104,105
ファイナンス・リース債務の返済による支出	352	1,285
株式の発行による収入	-	1,409
財務活動によるキャッシュ・フロー	637,678	96,018
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,491	16,589
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	152,480	103,008
現金及び現金同等物の期首残高	342,471	575,724
現金及び現金同等物の四半期末残高	189,990	678,732

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	工事契約に関する会計基準の適用 当第1四半期会計期間より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を適用しております。 なお、これによる、損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
(四半期損益計算書関係)	前第1四半期累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「補助金収入」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「補助金収入」は400千円であります。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	貸倒実績率が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度決算において算定した貸倒実績率を使用して一般債権の貸倒見積額を算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については事業年度に係わる減価償却費の額を期間按分して算定しております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年11月30日)	前事業年度末 (平成21年8月31日)																																																																																																						
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は、1,295,104千円であります。</p> <p>2.担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">担保資産</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">建物</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">707,313千円</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">(631,792千円)</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">32,182千円</td> <td style="text-align: right;">(31,675千円)</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">675,370千円</td> <td style="text-align: right;">(675,370千円)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">487,284千円</td> <td style="text-align: right;">(351,457千円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1,902,150千円 (1,690,296千円)</td> </tr> </table> <p>担保付債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年以内返済予定</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">176,216千円</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">(98,976千円)</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,555,342千円</td> <td style="text-align: right;">(1,059,966千円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1,731,558千円 (1,158,942千円)</td> </tr> </table> <p>上記のうち()内書は工場抵当並びに当該債務を示しております。</p> <p>3.当社は「装置組立事業」に係わる運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当四半期会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">当座貸越極度額</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">500,000千円</td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">300,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">差引額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">200,000千円</td> </tr> </table> <p>4.資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 1,367千円</p> <p>5.損失が見込まれる受注契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金29,921千円(うち、商品及び製品に係る受注損失引当金5,448千円、仕掛品に係る受注損失引当金24,372千円、原材料及び貯蔵品に係る受注損失引当金100千円)を相殺表示しております。</p> <p>6.有形固定資産に含まれる重要な休止固定資産は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">建物</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">332,951千円</td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">12,367千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td style="text-align: right;">226,156千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車輛運搬具</td> <td style="text-align: right;">2,297千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">2,098千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">222,010千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">3,833千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">801,716千円</td> </tr> </table>	担保資産			建物	707,313千円	(631,792千円)	構築物	32,182千円	(31,675千円)	機械及び装置	675,370千円	(675,370千円)	土地	487,284千円	(351,457千円)	合計	1,902,150千円 (1,690,296千円)		1年以内返済予定	176,216千円	(98,976千円)	長期借入金			長期借入金	1,555,342千円	(1,059,966千円)	合計	1,731,558千円 (1,158,942千円)		当座貸越極度額	500,000千円		借入実行残高	300,000千円		差引額	200,000千円		建物	332,951千円		構築物	12,367千円		機械装置	226,156千円		車輛運搬具	2,297千円		工具器具備品	2,098千円		土地	222,010千円		リース資産	3,833千円		合計	801,716千円		<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は、1,214,178千円であります。</p> <p>2.担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">担保資産</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">建物</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">719,209千円</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">(642,524千円)</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">34,253千円</td> <td style="text-align: right;">(33,719千円)</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">721,970千円</td> <td style="text-align: right;">(721,970千円)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">487,284千円</td> <td style="text-align: right;">(351,457千円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1,962,717千円 (1,749,670千円)</td> </tr> </table> <p>担保付債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年以内返済予定</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">188,816千円</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">(98,976千円)</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,595,596千円</td> <td style="text-align: right;">(1,084,710千円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1,784,412千円 (1,183,686千円)</td> </tr> </table> <p>上記のうち()内書は工場抵当並びに当該債務を示しております。</p> <p>3.当社は「装置組立事業」に係わる運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">当座貸越極度額</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">500,000千円</td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">100,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">差引額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">400,000千円</td> </tr> </table> <p>4.資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 1,376千円</p> <p>5.</p> <p>6.</p>	担保資産			建物	719,209千円	(642,524千円)	構築物	34,253千円	(33,719千円)	機械及び装置	721,970千円	(721,970千円)	土地	487,284千円	(351,457千円)	合計	1,962,717千円 (1,749,670千円)		1年以内返済予定	188,816千円	(98,976千円)	長期借入金			長期借入金	1,595,596千円	(1,084,710千円)	合計	1,784,412千円 (1,183,686千円)		当座貸越極度額	500,000千円		借入実行残高	100,000千円		差引額	400,000千円	
担保資産																																																																																																							
建物	707,313千円	(631,792千円)																																																																																																					
構築物	32,182千円	(31,675千円)																																																																																																					
機械及び装置	675,370千円	(675,370千円)																																																																																																					
土地	487,284千円	(351,457千円)																																																																																																					
合計	1,902,150千円 (1,690,296千円)																																																																																																						
1年以内返済予定	176,216千円	(98,976千円)																																																																																																					
長期借入金																																																																																																							
長期借入金	1,555,342千円	(1,059,966千円)																																																																																																					
合計	1,731,558千円 (1,158,942千円)																																																																																																						
当座貸越極度額	500,000千円																																																																																																						
借入実行残高	300,000千円																																																																																																						
差引額	200,000千円																																																																																																						
建物	332,951千円																																																																																																						
構築物	12,367千円																																																																																																						
機械装置	226,156千円																																																																																																						
車輛運搬具	2,297千円																																																																																																						
工具器具備品	2,098千円																																																																																																						
土地	222,010千円																																																																																																						
リース資産	3,833千円																																																																																																						
合計	801,716千円																																																																																																						
担保資産																																																																																																							
建物	719,209千円	(642,524千円)																																																																																																					
構築物	34,253千円	(33,719千円)																																																																																																					
機械及び装置	721,970千円	(721,970千円)																																																																																																					
土地	487,284千円	(351,457千円)																																																																																																					
合計	1,962,717千円 (1,749,670千円)																																																																																																						
1年以内返済予定	188,816千円	(98,976千円)																																																																																																					
長期借入金																																																																																																							
長期借入金	1,595,596千円	(1,084,710千円)																																																																																																					
合計	1,784,412千円 (1,183,686千円)																																																																																																						
当座貸越極度額	500,000千円																																																																																																						
借入実行残高	100,000千円																																																																																																						
差引額	400,000千円																																																																																																						

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 11,058千円	役員報酬 10,069千円
給料手当 12,755	給料手当 16,325
福利厚生費 3,498	福利厚生費 3,468
賞与引当金繰入額 1,846	旅費交通費 6,818
旅費交通費 9,878	減価償却費 1,237
減価償却費 1,941	支払手数料 13,636
支払手数料 13,978	租税公課 706
租税公課 4,523	
貸倒引当金繰入額 135	

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年11月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年11月30日現在)
現金及び預金 189,990千円	現金及び預金 678,732千円
現金及び現金同等物 189,990千円	現金及び現金同等物 678,732千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年11月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)

- 発行済株式の種類及び総数
普通株式 18,540株

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年11月30日)	前事業年度末 (平成21年8月31日)
1株当たり純資産額 27,938.72円	1株当たり純資産額 33,602.39円

2. 1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
1株当たり四半期純損失金額 2,845.34円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 5,699.11円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成20年9月1日 至平成20年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)
四半期純損失(千円)	52,655	105,496
普通株主に帰属しない金額(千円)		-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	52,655	105,496
期中平均株式数(株)	18,506	18,511
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 1月13日

株式会社マルマエ
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉田 純 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 吉川 秀嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルマエの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの第22期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年9月1日から平成20年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルマエの平成20年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年1月13日

株式会社マルマエ
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 杉田 純 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 吉川 秀嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルマエの平成21年9月1日から平成22年8月31日までの第23期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルマエの平成21年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。